

本公募は、令和5年度当初予算成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算成立後に効力を生じる事業です。議会において予算案が否決された場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

鳥取県政広域行政管理組合イントラ系ネットワーク構築及び仮想基盤機器等賃貸借業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本組合のイントラ系仮想基盤機器の入れ替えに合わせ、同ネットワークを再構築するため、ハードウェア及びソフトウェア構成、既存ネットワークからの移行、導入機器等の保守・運用方法等の提案を評価し、仮想基盤機器等の導入、保守及び運用支援、賃貸借業者を選定する。

2 業務概要

(1) 件名

鳥取県政広域行政管理組合イントラ系ネットワーク構築及び仮想基盤機器等賃貸借業務

(2) 業務内容

別紙「鳥取県政広域行政管理組合イントラ系ネットワーク構築及び仮想基盤機器等賃貸借業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

ア 構築期間

契約締結の日から令和5年9月30日まで

イ 仮想基盤機器等賃貸借期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日まで

ウ 保守管理及び運用支援期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日まで

※ 保守管理及び運用支援は、年度ごとに内容の見直しを行い、契約を行うものとする。

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 仮想基盤機器等賃貸借（60月分） 105,594千円（構築作業費等含む）

イ 保守管理及び運用支援業務（60月分） 19,147千円

※ この金額は契約価格ではない。

※ 提案する参考見積金額が、この上限額を超過する場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

複数者で参加する場合には、全ての者が次に掲げる要件のうち(1)及び(3)～(7)までを満たしていること。(2)及び(8)の要件については、保守管理及び運用支援業務を行う者が満たしていること。

なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった

場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本組合の構成市町村のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本組合から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (8) 平成 30 年度以後において仮想基盤機器の導入実績及びイントラ系ネットワークの構築実績（いずれも元請に限る。）が複数あること。

4 実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは表 1 のとおりとする。

〈表 1：実施スケジュール〉

項目	期日
・ 公告	2 月 10 日（金）
・ 参加申込書等の提出期限 ・ 質問書提出期限	2 月 20 日（月）
・ 一次審査（参加希望者が 5 者以上の場合）	2 月 22 日（水）
・ 一次審査結果（参加資格確認結果）の通知 ・ 質問書に対する回答期限	2 月 24 日（金）
・ 提案書の提出期限	3 月 10 日（金）
・ 二次審査（プレゼンテーション等）の実施	3 月中旬
・ 優先交渉権者の決定 ・ 審査結果の通知	3 月中旬～下旬
・ 契約締結	3 月下旬～4 月上旬

5 手続き等

(1) 担当部署

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1

鳥取県西部広域行政管理組合 総務課（米子市淀江支所内）

電話：0859-22-7735 FAX：0859-56-3203

E-mail：soumuka@tottori-seibukoiki.jp

(2) 提出書類

ア 参加希望及び参加資格に関する申立書

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和 5 年 2 月 20 日までに持参（閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時の間とする。）又は郵送（配達証明書付き書留郵便とし、期限必着とする。）により担当部署へ提出すること。

㊦「参加希望及び参加資格に関する申立書」【様式第1】 1部

㊧「役員等調書兼照会承諾書」【様式第2】 1部

(本組合の入札参加資格を有していない場合に提出)

㊨「会社概要調書」【様式第3号】 1部

㊩「業務実績調書」【様式第4号】 1部

※ 複数者で参加する場合は、保守管理及び運用支援業務を行う者が代表者となり、すべての者についての書類を提出すること。

イ 提案書等

アの参加希望を提出した者は、次に掲げる書類を令和5年3月10日までに持参(閉庁日を除く午前9時から午後5時の間とする。)又は郵送(配達証明書付き書留郵便とし、期限必着とする。)により担当部署へ提出すること。

・「提案書」 17部

・「提案見積書」【様式第5号】 17部

※ 提案書は任意の様式とする。ただし、別紙提案書等記載事項を参考とすること。

(3) 質問の受付及び回答

質問は、「質問書」【様式第6号】に簡潔にまとめ、令和5年2月20日までに担当部署へ電子メール(PDF形式)又は持参により提出すること。

回答は、令和5年2月24日までに本組合事務局ホームページ上に順次掲載するものとし、質問がなかった場合には掲載しない。

なお、回答内容は、本要領の追加または修正として取り扱うものとする。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

㊦ 参加資格を満たす参加申込者が5者を超えた場合は、表2に掲げる審査項目について審査し、上位4者をプロポーザルの参加者として選定する。

参加資格を有する参加申込者が4者以下の場合は、一次審査は行わない。

〈表2：一次審査の審査項目と配点〉

審査項目		配点
業務実績等	業務実績	30
	情報セキュリティに関する認証	10
	ネットワーク技術者に関する資格	10
合計		50

㊧ 第1次審査結果または参加資格確認結果について、令和5年2月24日にすべての参加申込者へ文書で通知する。

プロポーザルに参加することとなった者(以下、「参加者」という。)については、第2次審査実施日についても、合わせて通知する。

イ 第2次審査

- ⑦ 参加者は、別表「審査の基準」のうち、「提案等に関する事項」についてプレゼンテーションを行う。

実施日は、別途通知する時間とし、1者当たり60分以内とする。(質疑応答含む。)

※ プレゼンテーションに必要な備品は、各自で用意すること。

- ⑧ プレゼンテーション終了後、電子メールでプレゼンテーションの内容に関して質問する場合がある。

6 優先交渉権者の決定

(1) 選定方法

ア 鳥取県西部広域行政管理組合イントラ系ネットワーク構築及び仮想基盤機器等賃貸借業務に係る事業者プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、一次審査、二次審査及び参考見積金額の審査結果に基づき、最も点数の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

イ 最も点数の高い参加者が2者以上あるときは、二次審査の点数が高い参加者を優先交渉権者に選定する。

ウ 最も高い点数を獲得した場合であっても、提案等に係る点数が配点の50%に満たない場合は失格とし、次点の者を優先交渉権者に選定する。

(2) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても、同様に審査を行い、当該1者について、選考委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、速やかに参加者に通知するとともに、本組合ホームページに公表する。

7 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位づけを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

- (2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

- (3) 業務内容が確定した後、提案見積書(様式第5号)に記載された金額を上限として、契約金額を決定する。

- (4) 複数者で参加した者と契約を締結する場合は、それぞれの者が担う業務に応じて契約を締結する。

8 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他本要領及び本組合が指定した事項に違反した場合

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る費用その他本件プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために本組合から受領した資料等は、本組合の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 参加者は、複数の参加申込書類及び提案書類を提出することはできない。
- (6) 提出された参加申込書類及び提案書類は返却しない。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書類及び提案書類は、プロポーザル審査に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 提出期限以降における参加申込書類及び提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 提出された書類等は、本組合情報公開条例（平成 13 年条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となり、公にすることで参加事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるもの等の情報を除き、公開する場合がある。
- (11) 提案書類の提出後に辞退する場合は、組合事務局総務課に連絡のうえ、辞退届【様式第 7 号】を提出すること。なお、辞退を理由として、以降の受注者選定において不利益な取り扱いをすることはない。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業が中止となった場合は、公告後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、本組合は一切の責任を追わない。
- (13) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

別表 審査の基準

	審査項目	配点
一次審査	● 業務実績等に関する事項 (50点)	
	(1) 業務実績	30
	(2) 情報セキュリティに関する認証	10
	(3) ネットワーク技術者に関する資格	10
二次審査	● 提案等に関する事項 (440点)	
	1 提案全般に関すること (40点)	
	(1) 提案書全般	10
	(2) 基本方針	10
	(3) ネットワーク構築及び仮想基盤機器入れ替え体制	10
	(4) ネットワーク構築及び仮想基盤機器入れ替えスケジュール	10
	2 性能等に関すること (160点)	
	2-1 ネットワーク機器	
	(1) 構成機器の性能	20
	(2) セキュリティ対策	20
	(3) 運用性、操作性	20
	(4) 将来の拡張性	20
	2-2 仮想基盤機器等	
	(1) 構成機器の性能	20
	(2) セキュリティ対策	20
	(3) 操作性	20
	(4) 将来の拡張性	20
	3 移行の安全性に関すること (120点)	
	(1) 仮想基盤移行の方法及び現実性、安全性	40
	(2) データ移行の方法及び現実性、安全性	40
	(3) 消防指令システムへの影響の有無	40
	4 保守管理及び運用支援に関する事項 (80点)	
	(1) 保守管理体制及び内容	40
	(2) 運用支援の内容	40
	5 追加提案に関する事項 (40点)	
	追加提案の有益性	40
	● 提案見積金額に関する事項 (210点)	
提案見積書金額	210	
合計		700